

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第7号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給地域等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 1級地 <u>100分の18</u></p> <p>(2) 2級地 <u>100分の15</u></p> <p>(3) 4級地 100分の10</p> <p>(4) 6級地 100分の3</p> <p>3 給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の15</u>とする。</p>	<p>(支給地域等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給与条例第9条の2第3項第1号、第2号、第4号及び第6号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 1級地 <u>100分の16</u></p> <p>(2) 2級地 <u>100分の13</u></p> <p>(3) 4級地 100分の10</p> <p>(4) 6級地 100分の3</p> <p>3 給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の13</u>とする。</p>

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年度における改正後の第2条第2項第1号及び第2号並びに第3項の規定の適用については、同条第2項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の17」と、同項第2号及び同条第3項中「100分の15」とあるのは「100分の14」とする。